

新発田市先端設備等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生産性の向上に資する先端設備等の導入を促し、及び労働者の賃金引上げに取り組む市内の中小企業者等を支援することを目的に、先端設備等導入計画に基づき導入する先端設備等に係る固定資産税を軽減するため予算の範囲内で交付する新発田市先端設備等導入補助金（以下「補助金」という。）に関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 大企業者 前号に規定する中小企業者に該当しない者をいう。
- (3) 先端設備等 法第2条第14項に規定する先端設備等をいう。
- (4) 先端設備等導入計画 法第52条第1項に規定する先端設備等導入計画であって、同条第4項又は法第53条第1項の規定により市長から認定を受けたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事務所を有する中小企業者又は個人事業主であること。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当すること。
 - ア 資本金の額又は出資の総額が1億円以下である法人
 - イ 常時使用する従業員の数が1,000人以下である個人事業主

- (3) 先端設備等導入計画について、令和8年2月1日以降に市長の認定を受けていること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 大企業者が実質的に経営を支配していないこと。
- (6) 新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められること。
- (7) その他市長が補助金の交付を不適当であると認める者でないこと。

（補助金の算定対象先端設備等）

第4条 補助金の算定の対象となる先端設備等（次条において「対象先端設備等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 雇用者給与額を年率1.5パーセント以上又は3パーセント以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明したことと位置づけた先端設備等導入計画に基づき取得するものであること。
- (2) 投資利益率が年平均5パーセント以上となる投資計画に記載されたものであること。
- (3) 生産、販売等の事業の用に直接供されるものであること。
- (4) 中古資産でないこと。
- (5) 次に掲げる減価償却資産の区分に応じ、それぞれに定める最低取得価格以上であること。

ア 機械及び装置 160万円以上

イ 測定工具及び検査工具 30万円以上

ウ 器具及び備品 30万円以上

エ 建物附属設備 60万円以上（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。）

2 前項の規定にかかわらず、国、県、その他の団体等から固定資産税に係る助成を受けた、又は受ける予定の先端設備等は、補助金の算定の対象としな

い。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 雇用者給与額を年率1.5パーセント以上増加させる賃上げ方針を表明した場合 対象先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例適用後の3年間分の固定資産税相当額の2分の1以内の額
 - (2) 雇用者給与額を年率3パーセント以上増加させる賃上げ方針を表明した場合 対象先端設備等に係る固定資産税の課税標準額の特例適用後の5年間分の固定資産税相当額
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとする。
- 3 補助金は、100万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、先端設備等の取得前に、新発田市先端設備等導入補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、新発田市先端設備等導入補助金交付・不交付決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、事情の変更等により交付申請の取下げをしようとするときは、新発田市先端設備等導入補助金交付申請取下申出書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第9条 補助決定者は、交付申請の内容に変更が生じたときは、速やかに新発田市先端設備等導入補助金変更交付申請書（別記第4号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、これを適當と認めるときは、新発田市先端設備等導入補助金変更交付決定通知書（別記第5号様式）により、当該補助決定者に通知するものとする。

3 市長は、補助金を増額する変更交付決定は行わないものとする。

（実績報告）

第10条 補助決定者は、先端設備等の取得及び設置が完了したときは、速やかに新発田市先端設備等導入補助金実績報告書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、これを適當と認めるときは、補助金の額を確定し、新発田市先端設備等導入補助金確定通知書（別記第7号様式）により、当該補助決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) この要綱の規定に違反したとき。
 - (3) その他市長が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、新発田市先端設備等導入補助金交付決定取消通知書（別記第8号様

式)により、当該補助決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命ぜることができる。

(実地検査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けようとする者又は補助決定者に対し、先端設備等の設置状況等について実地検査を行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。